

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会正職員募集要項

令和3年5月

令和3年8月1日採用予定の神栖市社会福祉協議会正職員を次のとおり募集します。

1 職種・職務内容

福祉活動及び一般事務（福祉に関する相談援助、ボランティア活動の推進、新たな福祉サービスの企画・実施などの事業及びこれらの事業に付随する事務全般に従事）

2 勤務場所

神栖市社会福祉協議会事務局 神栖本所または波崎支所

（神栖本所：茨城県神栖市溝口 1746 番地 1 神栖市保健・福社会館 2 階）

（波崎支所：茨城県神栖市土合本町 3 丁目 9809 番地 158 神栖市はさき福祉センター 1 階）

3 採用人数及び選考方法

2 人程度（筆記試験及び面接試験により選考）

4 受験資格（次のすべてに該当する人）

- (1) 1991年（平成3年）4月2日以降に生まれた人
- (2) 学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した人
- (3) 普通自動車運転免許を有する人
- (4) 心身ともに健全で、社会福祉活動に理解と熱意を有する方
（社会福祉士、精神保健福祉士資格は必須ではありませんが有資格者は優遇します）

※ 次のいずれかに該当する人は、受験できません。

- ・日本国籍を有しない人
- ・成年被後見人または被保佐人、もしくは禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した人

5 試験の方法

(1) 書類選考

- ・職員採用試験申込書及びエントリーシートを元に書類選考を行い、合格者に対し第1次試験のご案内をします。選考の結果は合否に関わらず、書面でご連絡いたします。

(2) 第1次試験（書類選考合格者のみ）

区分	方法
教養試験 （論文・作文 を含む）	社会、人文、自然に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈に関する能力について試験を行います。（120分）
	社会福祉に関する考え、文章表現力等について試験を行います。 （800字程度。60分）
	性格特性検査（20分程度）

※性格特性検査の結果は、最終選考の参考にします。

(3) 第2次試験（第1次試験合格者のみ）

区 分	方 法
面接試験	個別面接または集団面接により、主として人物について評定を行います。

6 試験日時及び試験会場（日時・会場は変更する場合があります）

試験区分	試験日時（予定）	試験会場（予定）
第1次試験	令和3年6月13日（日） 受付 9:30～ 9:45 説明 9:50～ 教養試験 10:00～12:00 昼食 12:00～12:50 論文 13:00～14:00 性格特性検査 14:15～14:35	神栖市保健・福祉会館 茨城県神栖市溝口 1746 番地 1
第2次試験	令和3年6月27日（日） 面接試験 （詳しい時間は、第1次試験合格者に連絡します）	神栖市保健・福祉会館 茨城県神栖市溝口 1746 番地 1

7 合格者の発表

試験区分	発表時期（予定）	発表方法
第1次試験合格発表	令和3年6月18日（金）	合格者にのみ通知します。併せて当法人ホームページに合格者の受験番号を掲示します。
第2次試験合格発表	令和3年6月30日（水）	受験者全員に郵送で合否を通知します。併せて当法人ホームページに合格者の受験番号を掲示します。

8 試験結果の開示

開示請求は受験者本人のみとし、希望する場合には、本人が受験票を持って神栖本所事務局へ直接おいでください。電話、郵便、メール等による開示の請求はできません。

請求できる人	開示内容	開示期間	開示場所
不合格者	総合得点	合格発表の日（通知の日）から2週間（土・日曜日、休日を除く）	神栖本所事務局

9 合格から採用までの経路

合格者は、採用候補者名簿に登載された後、採用決定となります。

なお、採用候補者名簿登載者以外に「補欠合格者」を決定することがあります。補欠合格者は、補欠合格者名簿に登載されますが、必ず採用になるとは限りません。

採用候補者名簿及び補欠合格者名簿登載の有効期間は、いずれも令和3年7月31日までです。

10 雇用条件

(1) 給料など

学校卒業直後に採用された場合の給料などは、次のとおりです。

ア 基本給 182,200 円（月額。大卒直後に採用した場合。）

イ 諸手当（地域手当（月額。基本給＋扶養手当の6%）、期末手当、勤勉手当が支給されます。また該当者には、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当等が支給されます。）

※上記の内容は令和3年4月現在のものです。

※初任給（採用時の基本給）は、学歴、職歴を加味し増額する場合があります。

※基本給、諸手当、採用後の昇給・昇格は、神栖市社会福祉協議会給与等に関する規程に基づき行います。

(2) 勤務時間など

8時30分～17時15分（うち休憩60分）

勤務は週5日（完全週休2日制）。原則として、祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く月曜日から金曜日の勤務となりますが、ローテーションによる土曜日勤務、業務の都合による休日勤務があります。

(3) 加入保険

健康保険、厚生年金保険、雇用・労災保険、職員の業務中傷害補償（社協の保険）

(4) 試用期間

新たに採用した職員については、採用の日から6か月間を試用期間とし、この期間中に職員としてふさわしくないと認められるときは、解雇する場合があります。

(5) 採用時研修

入職後おおむね1ヶ月間を採用時研修期間とし、現場実習や同行訪問等を中心に、本会事業及び事務全般に関する研修を行います。

(6) 国家資格取得希望者のための自主研修支援制度

通信教育等により社会福祉士資格または精神保健福祉士資格の取得を目指す職員には、神栖市社会福祉協議会職員自主研修助成要項に基づき、受講に必要な経費の4/5を助成します。

11 受験申込手続

(1) 提出書類等

ア 社会福祉法人神栖市社会福祉協議会職員採用試験申込書（最近3か月以内に撮影した上半身脱帽正面向きの写真（裏面に「氏名」を記載）を貼付）1部

イ 社会福祉法人神栖市社会福祉協議会職員採用試験エントリーシート 1部

ウ 返信用封筒（長3サイズ。94円切手を貼付）1通

宛先に受験者の住所・氏名を記載した返信用封筒を同封してください。後日、受験票及び試験時の提出書類を同封して返送します。

エ 最終学校卒業証明書（卒業見込みの人は卒業見込証明書） 1部

オ 受験料 不要

※ア、イ及びウは、ボールペン（消せるボールペンは不可）または万年筆を用い、必ず自筆で記入してください。

(2) 採用試験申込書の請求

採用試験申込書は、神栖市社会福祉協議会神栖本所事務局で配布しているほか、当法人ホームページ (<http://www.kamisushakyo.com/>) から直接ダウンロードできます。なお、郵送で請求する場合は、封筒の表に「採用試験申込書請求」と朱書し、受験者の氏名・住所(返信先)・連絡先(電話番号)を記載した書面、120円分の切手を必ず同封し、下記の住所までお送りください。

(3) 申込受付期間及び提出方法

令和3年5月17日(月)～5月31日(月)

申込受付は、土・日曜日、祝日を除く、午前8時30分から午後5時までとし、神栖市社会福祉協議会神栖本所事務局へ持参してください。また、郵便で申し込む場合は、封筒の表に「受験申込」と朱書し、簡易書留等確実な方法でお送りください。

5月31日(月)午後5時までに神栖市社会福祉協議会神栖本所事務局へ到着したものに限り受け付けます。

*インターネットによる申込みはできません。

*提出された書類等は返却いたしません。

(4) その他

ア 書類選考に合格した受験申込者には、受験票を交付します。

イ 採用試験申込書に写真の貼付がない場合は、受付できません。

ウ 今後、情勢の変化により採用試験が変更(中止・延期)される場合には、当法人ホームページで告知いたしますので、随時確認ください。

エ 採用試験は、神栖市民からの会費等、貴重な財源を使って実施します。試験を申し込まれる方は必ず受験されるようお願いいたします。

1.2 問い合わせ・採用試験申込書請求先

〒314-0121

茨城県神栖市溝口1746番地1 (神栖市保健・福社会館内)

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会 神栖本所事務局 (担当: 奥村・相良)

電話0299-93-0294